

# 犬の飼い主のみなさんへ



最後まで、  
愛情と責任を

狂犬病予防  
注射と  
畜犬登録を  
しましょう



## 1 狂犬病予防注射を 年1回打ちましょう

- 予防注射は、動物病院または集合注射会場で受けましょう。
- 「注射済票」は大切な身元証明です。常に飼い犬の首輪につけておきましょう。

## 2 犬は必ず登録しましょう

- 飼い犬の登録は、生涯1回となっています。次年度からは狂犬病予防注射だけになります。
- 「鑑札」は大切な身元証明です。常に飼い犬の首輪につけておいてください。できれば登録番号を別に控えておいてください。

## 3 飼い主の変更届・ 死亡届を忘れずに

- 市内転居・犬名変更・飼い犬死亡等の場合は、市に届け出てください。市外転居の場合は、転居先の市町村に届け出てください。
- マイクロチップを装着している場合は、指定登録機関（環境省ホームページ）から変更登録してください。

## 4 飼い犬の譲渡について

- 飼い犬を譲渡する場合は、新しい飼い主に「鑑札」も一緒に渡してください。
- 新しい飼い主は、お住まいの市町村に届け出するようにしてください。



## 狂犬病侵入の「防波堤」になりましょう

日本国内において、人は1956年、動物では1957年を最後に狂犬病は発生しておりません。しかし、海外では発症例がありますので、日本への侵入とまん延防止のために、狂犬病予防注射を必ず実施しましょう。



問い合わせ (原町区) 南相馬市 市民生活部 環境政策課 Tel0244-24-5313 (環境保全係)  
(小高区) 小高区 市民総合サービス課 Tel0244-44-6713  
(鹿島区) 鹿島区 市民総合サービス課 Tel0244-46-2113



# 犬の飼い方のマナーについて

## 飼い犬はマナーを守って飼いましょう

### 1 自宅で排せつを済ませてからの散歩を心がけましょう

散歩中に排せつしてしまったときは、飼い主が責任をもって後始末してください。

### 2 放し飼いは禁止です

飼い犬は、つないでおくか、柵などを使用して外に出られないようにして飼いましょう。散歩中や公園で放すのも禁止です。

### 3 飼い犬が人などをかんだら届け出を

飼い犬が人や他の動物をかんだ場合や犬にかまれた場合は、速やかに福島県動物愛護センター「はぴまるふくしま」相双支所（Tel 0244-26-1351）に連絡してください。

### 4 外ではリードを必ずつけましょう

飼い犬は、適度な散歩や給餌・給水などのほかに、健康管理にも留意しましょう。散歩の際は、2メートル以内の引き綱を付けて、犬を制御できる人が散歩させましょう。

### 5 飼育場所は清潔にしましょう

飼い犬は、家族の一員として、その一生を最後まで責任を持って面倒みましょう。

### 6 犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう

飼い犬は、人間との社会生活を楽しく送れるようしつけをしましょう。また、近所の方々のことを考え、鳴き声や悪臭などで迷惑をかけないように注意しましょう。

### 7 避妊・去勢手術をしましょう

行き場のない命を生み出さないため、健康面や行動面においても多くのメリットがありますので、避妊・去勢手術をしてください。

### 8 迷子札等で所有者の明示をしましょう

雷に驚いたり、扉の閉め忘れ、突然の災害などで迷子になることがあります。万が一に備え、飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップをつけましょう。また、ペットがいなくなったら、動物愛護センターなどへ連絡しておきましょう。



### 市民の方に犬のマナー啓発看板を配布しています

- \* 受付票に氏名・住所・電話番号・設置場所等をご記入いただきます。
- \* 他人の所有地等に掲示する場合は、必ずその管理者等の承諾を得てください。

#### ※問い合わせ

#### 環境政策課

小高区市民総合サービス課

鹿島区市民総合サービス課

